

神戸市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱

令和2年3月31日 こども家庭局長決定

神戸市地域子育て支援拠点事業「ひろば型」補助金交付要綱（平成19年4月1日決定）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第64号。）第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を行う大学、短期大学、保育士養成校施設の指定を受けた専門学校をはじめ、子育て支援を推進する団体・事業者に対し補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域における子育て支援の充実を目的に常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として行われる事業であって、次に掲げるすべてを満たし、その開設場所、設備等が適当であると市長が認めたものとする。

- （1）次に掲げるすべてを実施するもの。
 - ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に対する相談、援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施（月1回以上）
- （2）原則として、週3日以上、かつ1日5時間以上開設するもの。
- （3）市内大学等の校舎、公共施設、空き店舗、児童福祉施設など子育て親子が集う場所として適した場所で実施するもの。
- （4）概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保するもの。
- （5）子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置するもの。（非常勤職員でも可。）
- （6）授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障がない設備を備えるもの。

（対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業の実施にかかる人件費、事業費、初年度の備品購入費、広告宣伝費、光熱水費、土地又は建物の賃借料、利用者及び従業員用保険料等の経費とする。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の種類及び額は前条に掲げる対象経費のうち別表1に定める運営費補助金及び加算分の合計の額を上限として予算の範囲内で定める。
- 2 補助金の額が前条の経費を上回るときは、当該経費を上限とする。
 - 3 事業実施月数が12月に満たない場合における補助金の額は、月割りで計算するものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 補助事業に係る収支予算書

(交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金規則第6条第1項に基づき補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第7条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定後に補助金規則第7条第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同条第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業実施報告書の提出)

- 第8条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実施を報告しようとするときは、次に掲げる書類を事業終了後、速やかに市長まで提出しなければならない。
- (1) 補助事業実施報告書(様式第9号)
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類
 - (3) 利用状況がわかる書類(様式第10号)
 - (4) 補助事業に係る収支決算書
- 2 補助事業者は、10月10日までに当該年度における前月までの業務実績(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に掲げる交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
- 3 補助事業者は、交付額の確定前において、交付決定金額を上限に概算払を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(要綱の見直し)

第12条 この要綱は、国が定める地域子育て支援拠点事業実施要綱の改正があった場合には、必要な内容の見直しを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

（1）運営費補助金

開設日	職員配置	1施設当たりの補助金額
開設日が週3日または4日であるもの (以下3～4日型という。)	職員を合計3名以上配置する場合	5,694,000円
	職員を合計2名配置する場合	4,194,000円
開設日が週5日であるもの (以下5日型という。)	常勤職員を配置する場合	8,398,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	5,144,000円
開設日が週6日または7日であるもの (以下6～7日型という。)	常勤職員を配置する場合	8,973,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	6,094,000円

（2）加算分

加算事業	開設日	1施設当たりの補助金額
地域支援（別紙1に定めるもの）	3～4日型, 5日型及び6～7日型	1,517,000円
出張ひろば（別紙1に定めるもの）	3～4日型, 5日型及び6～7日型	1,546,000円

別紙1

別表1（2）加算分に定める加算事業は以下のとおりとする。

1 加算事業となる地域支援は、地域の実情に応じ、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、次のいずれかに該当するものとする。

- （ア）高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- （イ）地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- （ウ）地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- （エ）本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

2 加算事業となる出張ひろばは、地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域であって、次の（ア）～（ウ）に掲げる実施方法により、公共施設等を活用して実施するものとする。ただし、地域の実情において、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮するものとする。

- （ア）開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。
- （イ）一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。
- （ウ）実施場所は、年間を通して同じ場所で実施することが望ましい。